



静岡労働局発表
令和4年8月25日

【担当】静岡労働局 労働基準部賃金室
室長 横山 仁之
賃金指導官 太田 忠浩
(電話)054-254-6315

静岡県最低賃金の改正を決定しました。 ～令和4年10月5日(予定)から時間額944円に～

静岡労働局(局長 石丸 哲治)は、静岡県最低賃金を31円引上げ時間額944円に改正することを本日決定し、官報公示の手続きを行いました。

- 静岡県最低賃金(地域別最低賃金)の改正については、本年7月1日、静岡労働局長から静岡地方最低賃金審議会(会長 畑 隆)に対し諮問を行いました。
- 同審議会は審議の結果、8月9日、現行の時間額913円を31円引き上げて944円に改正する(引上率3.40%)ことが適当である旨の答申を行いました。
- これを受けて静岡労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、静岡県最低賃金を時間額944円とする決定を行いました。
なお、官報公示は9月5日を予定しており、効力発生日は令和4年10月5日となる見込みです。